

「東北地方支部災害時相互応援に関する協定及び指針」改訂のポイント

日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定は平成 26 年 4 月、指針は令和 2 年 8 月に改訂されたもので、これまでの教訓を反映し締結されてきました。

令和 7 年 4 月に日本水道協会の地震等緊急時対応の手引きが令和 6 年能登半島地震の教訓をもとに改訂されたことに伴い、東北地方支部においても各県支部事務局との調整・確認を経て見直しを行いました。

1. 協定書の主な改訂ポイント

(1) 断水発生前における柔軟な応援体制の確立（第 1 条）

従来の「水道被害が発生した場合」という規定から、「水道災害が発生、もしくは想定される場合等」へと文言を修正しました。

これにより、渇水や水質汚染など、現に断水していなくても被害が予測される段階から柔軟に応援活動を開始できるようになりました。

(2) 指揮命令系統の一元化（第 5 条）

指揮命令系統の一元化のため、現地救援本部の移行先から旧厚生労働省に関する記載を削除し、「日水協救援本部」のみへと一本化・整理しました。

(3) 応援受入・終了手続きの記述整理（第 9 条、第 12 条）

応援隊の受け入れ（第 9 条）について、地方支部や県支部が担うべき総合調整および応援会員への情報提供に関する記述を適正化し、組織間における役割分担の明確化を図りました。

また、応援活動終了時の手続き（第 12 条）についても、県支部長を主体とする報告フローへと記述を整理しました。

2. 指針の主な改訂ポイント

(1) 「先遣調査隊」の用語定義の修正と派遣基準等の明確化（第 1 条、第 4 条、第 17 条）

本部の手引き改訂に伴い、先遣調査隊の用語定義を修正し、具体的な派遣基準（震度 6 強以上の地震）や、活動費用が原則として被災会員が負担となることを明確にしました。

(2) 「現地調整隊」の用語定義の修正と国との連携（第 1 条、第 4 条）

本部の手引き改訂に伴い、現地調整隊の定義を修正し、国・関係団体等との連絡調整の役割を整理しました。これにより、東北地方整備局と直接情報を共有する実務フローへと整理されました。

(3) 災害時に活用できる通信手段の見直し（第 3 条）

今後の運用が未定である「衛星携帯電話」の限定的な明記を避け、広く「災害時に活用できる通信手段」へと表現を柔軟化しました。固定電話やメール、FAX、コミュニケーションアプリ等の活用を明記しました。

(4) 応援隊の受け入れに関する検討項目の整理（第 13 条）

遠方から駆けつける応援隊の円滑な運営体制を整えるため、従来の宿泊所や駐車場の確保に加え、現地での活動拠点となる会議室及び電源の確保等を事前の検討項目として追加しました。

食事の提供方法として、食糧費として負担する事とし削除するよう修正しました。